151.902MHzから151.918MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
152.382MHzから152.398MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
152.522MHzから152.538MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
154.222MHzから154.238MHzまで	近畿総合通信局管内	平成29年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
154.402MHzから154.418MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
161.2MHzから161.28MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
169.05MHzから169.35MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 等価等方輻射電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
341.488MHzから341.512MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 北海道久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町及び爾志郡乙部町の区域を除く。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。